

パスカル支店（インターネット支店）取引規定新旧対比表

旧	新
<p>第4条 本人の確認</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p>1. 口座開設後、「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」等所定の取引時確認が必要な場合、その他当行が必要と認めた場合は、再度、当行所定の必要書類の提出を求められます。これらの必要書類の提出がない場合(当行所定の期日までに当行に連絡がない場合、契約者の届け出の住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当行に返送された場合、および届け出の電話番号等への連絡が取れない場合等を含みます)、当行は、当該契約者との取引の全部を停止し、または口座を解約することがあります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>第18条 取引の制限(追加)等</p> <p>1. <u>預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>2. 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、(追加)払戻し等の預金取引の(追加)一部を制限することができるものとします。</p> <p>(追加)</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p>3. 第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。</p>	<p>第4条 本人の確認・取引時確認</p> <p>1. <u>契約者との取引にあたっては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係法令（以下「犯罪収益移転防止法等」といいます）に基づき、当行が別途定める取引時確認手続きを行います。当行は当行の判断で口座開設をお断りすることがあります。なお、契約者の氏名、住所、生年月日の本人特定事項に虚偽の告知があった場合、犯罪収益移転防止法等により処罰されることがあります。</u></p> <p>2. 口座開設後、「<u>犯罪収益移転防止法</u>」等所定の取引時確認が必要な場合、その他当行が必要と認めた場合は、再度、当行所定の必要書類の提出を求められます。これらの必要書類の提出がない場合(当行所定の期日までに当行に連絡がない場合、契約者の届け出の住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当行に返送された場合、および届け出の電話番号等への連絡が取れない場合等を含みます)、当行は、当該契約者との取引の全部を停止し、または口座を解約することがあります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>第18条 取引の制限・謝絶等</p> <p>1. <u>当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求められます。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>2. 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、<u>入金・振込・払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。</u></p> <p>3. <u>1年以上この預金口座の利用がない場合には、入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>4. 第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引を含む<u>入金・振込・払戻し等の取引の全部または一部を制限</u>することができるものとします。</p>

旧	新
<p>①不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引  ②外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般  ③当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引</p> <p><u>4.</u> 第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。</p>	<p>①不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引  ②外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般  ③当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引</p> <p><u>5.</u> 第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。</p> <p><u>6.</u> 取引の際に、当行は、法令で定める本人確認、預金口座の利用目的等の確認のほか、<u>当行所定の確認のため、取引内容に関する資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部をお断りできるものとします。</u></p> <p><u>7.</u> <u>第1項から第6項により生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>

(追加)